

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加東市長 岩根 正

市町村名 (市町村コード)	加東市 (281)
地域名 (地域内農業集落名)	岩屋地区 (岩屋)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、担い手が当地区の農地を守っていく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、地区内で耕作できなくなった農地を担い手が借り受け、耕作をしていく必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者:15人、集落営農:1組織

主な作物:水稻、麦

(2) 地域における農業の将来の在り方

山田錦、主食用米の栽培を主要作物とし、団地化を形成していく。
貸出し希望があった農地は、地域の担い手を中心となって、借り受けていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	14.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	14.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約を進め、団地面積の拡大を農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地を預けたいときに、耕作する人は誰でもいいと申し出ていただいた方の農地については、目標地図に基づき、農地中間管理機構を通じた貸し借りをを行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
農用地の大区画化及びパイプラインの基盤整備事業の検討を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市、加西農業改良普及センター、みのり農業協同組合と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、みのり農業協同組合への委託を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①農作物の被害減少による安定した収益を確保するため、地区による鳥獣被害箇所の確認及び鳥獣害対策施設(イノシシ柵等)の定期的な点検や補修に取り組む。
 ③スマート農業については、導入効果や費用対効果などの検証を行い、導入の検討を行う。
 ⑦担い手が耕作できない農地の管理(住宅地周辺の小さな農地)については、野菜の栽培や市民農園等の管理の検討や多面的機能支払交付金の活用による管理を行う。